

令和 7 年 1 0 月 7 日

こども未来部保育政策課

江東区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について

1 制定の理由

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業に関する設備及び運営基準に係る条例を定める。

2 概要

児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日付内閣府令第 1 号により定められた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準※により、関連規定を整備するものである。なお、第 4 条において、本区における保育所及び認定こども園（幼保連携型含む）の設備及び職員の基準は東京都条例、家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準は江東区条例に準じているため、これらを引用することとする。

※ 3 ページを参照

第 1 条 趣旨

第 2 条 定義

第 3 条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第 4 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員に関する基準

附則

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 条例案文

2 ページを参照。

江東区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。)において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、府令(第25条を除く。)に定めるとおりとする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員に関する基準)

第4条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年東京都条例第122号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月江東区条例第26号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）概要

項目	内容
第一章 総則	
趣旨	利用乳幼児の健やかな育成の保障
一般原則	利用乳幼児の人権への配慮、人格の尊重 評価を通じた質の改善 地域や保護者との交流・説明責任
非常災害	非常災害に必要な設備の設置、計画策定、避難訓練の実施
安全計画	安全計画の策定、周知、研修の実施
職員	健全な心身、豊かな人間性、倫理観、熱意 自己研鑽、知識や技能の習得・向上
平等・虐待防止	国籍・信条等による差別的取り扱いの禁止、虐待等の防止
衛生管理	食器等または飲用水の衛生的な管理 食中毒・感染症対策
食事	調理のための加熱、保存等の設備の設置
内部規定	運営方針、職員体制、利用定員、災害対策等の規定整備
苦情対応	苦情窓口の設置、指導や助言に従った改善
第二章 乳児等通園支援事業	
一般型乳児等通園支援事業：保育所等の定員と関わりなく実施	
設備基準	満2歳未満：乳児室1.65㎡以上/人、ほふく室3.3㎡以上/人 満2歳以上：保育室1.98㎡以上/人
職員配置	0歳：3人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満：6人につき1人以上 最低2人配置
職員要件	半数以上は保育士 保育士資格がない場合は研修修了が必要
余裕活用型乳児等通園支援事業：保育所等で空き定員の範囲内で実施	
保育所	国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等に準ずる
認定こども園	
家庭的保育事業等	



本区では、保育所等は国の基準ではなく東京都条例及び区条例に基づき設置しているため、余裕活用型は各条例を引用する。

	国の基準	東京都の基準（都条例）	江東区の基準（区条例）
設備基準	(満2歳未満) 乳児室1.65㎡以上/人、 ほふく室3.3㎡以上/人 (満2歳以上) 保育室1.98㎡以上/人	(満2歳未満) 乳児室3.3㎡以上/人、 ほふく室3.3㎡以上/人 (満2歳以上) 保育室1.98㎡以上/人	(満2歳未満) 乳児室3.3㎡以上/人、 ほふく室3.3㎡以上/人 (満2歳以上) 保育室1.98㎡以上/人